

「震災で注文減」を理由に整理解雇

— 広告等デザイン企業と団交、地位保全仮処分を申立 —

今年3月11日の東日本大震災を受け、代表と昨年9月に常用雇用にした従業員2人で広告チラシ、手帳、ホームページ等のデザインをしていた企業で、震災の影響で広告需要が大きく落ち込んだことを理由に、1人が整理解雇されました。

3月28日に突然、希望退職を募集するとの文書を渡し、4月1日には、希望退職に応募者がないと解雇を通知しました。

地域労組に加入して、解雇撤回、経営状況の説明を求めて、団体交渉を行いました。

企業は、3月、4月の売上げ状況の資料をだし

ましたが、組合は、貸借対照表、損益計算書など経営状況を説明する資料を求めました。企業は、後日それを提示、説明すると回答しました。

一方、解雇された労働者は、3か月の失業

手当しか受けられず、生活に困窮するとして、地位保全の仮処分の申立を岡山地裁に起こしました。



虚偽証言の釈明を要求

フルハーフ岡山団交拒否県労委審理

備前市吉永のフルハーフ岡場で、精神疾患で休職後の職場復帰を求めている労働者を、「整理解雇」した件での地域労組との団交拒否事件で県労働委員会の審理がありました。

会社側の証人として総務課長が証言しました。会社は、職場復帰に当たり、主治医ではなく、会社指定の精神科専門医と産業医の診察を受けるよう指示しました。その診察結果について、文書ではなく「コメントとして受けた」。産業医は他の従業員と「比べたら全然たいしたことがないとコメントはされました。」と証言しました。

その後、本人が病院に行き、産業医にその診察結果の情報開示を請求しました。産業医署名の会社宛「職場復帰に関する意見書」を受け取りました。その内容は、「県外出向、夜間業務は困難」「6時間勤務から開始して、2週間ごとに1時間延長」などの意見が記されていました。

組合は、この証言が事実と反するとして、その釈明を求めました。また、県労委も会社に対して、「不当な利益を実現するための団交」との主張などの釈明を求めています。

平均40件/月の労働相談 解決に向け全力

今年1月～4月までの4カ月間の労働相談件数は158件で月平均約40件となっています。相談内容は、「解雇・退職の強要・勧奨」が一番多く33件、二番目に多いのが「賃金・残業代未払い」で26件。三番目に「セクハラ・いじめ」の16件と続いています。相談の多くは電話でのアドバイスで解決していますが、一部の人は地域労組に加入し、団体交渉や労働委員会、裁判所を通じて解決を図っています。

今年4カ月間で、解雇・残業代未払い・セクハラ等の4件で約600万円の金銭解決を図り、4件の解雇撤回を勝ち取っています。そして現在、解雇や労災関係で争っている裁判件数7件、労働委員会への救済申し立て2件、継続している団体交渉3件という状況です。

多くの未組織労働者の労働条件は劣悪で無権利状態に置かれているのが現状です。この圧倒的多数の未組織労働者の労働条件の底上げ抜きに、労働者全体の労働条件改善や社会的地位向上はありません。

地域労組では、労働相談者の支援・救済活動を通じて、労働者としての自覚や権利意識を高め組織拡大を進めています。